

### **(3) 非常に高額な制裁金の支払や、多額の費用をかけた徹底的な内部調査、再発防止のための抜本的な措置等を講じることとなった事案**

#### **○事案の概要**

ドイツの総合電機企業であるシーメンス及びその子会社が、イラク、アルゼンチン、バングラデシュ、ベネズエラ、中国、イスラエル、メキシコ、ロシア及びベトナムにおける各プロジェクトに関して、外国公務員に対する贈賄行為を行い、米国 FCPA の内部統制条項及び帳簿記録条項に違反したとして、米国司法省との司法合意に基づく罰金 4 億 5,000 万ドルの支払及び米国証券取引委員会との合意に基づく違法収益 3 億 5,000 万ドルの返還に応じた事案<sup>1</sup>。

米国司法省の略式起訴状<sup>2</sup>によれば、シーメンス及びその子会社が 2001 年から 2007 年までの間に各国の公務員に対して行った総額 8 億ドルを超える支払の全部又は一部について、不正の意図があったとされている。

#### **○ポイント**

米国 FCPA の違反行為により、非常に高額な罰金等の支払に応じたのみならず、多額の費用をかけて徹底的な内部調査を行うと共に、再発防止のための抜本的な措置を講じる必要に迫られた事案である。

米国司法省が、シーメンス及びその子会社との司法合意に際して裁判所に提出した量刑メモランダム<sup>3</sup>によれば、同社は当局による調査に協力するために、34 か国において 1,750 回を超えるヒアリングを行い、1 億以上の文書を収集してその多くを検索・レビューする等、徹底的な内部調査を行った。弁護士及び会計士が調査のために使った時間は延べ 150 万時間を超え、文書の保全及び調査に要した費用だけでも 1 億ドルを超えていた。

また、同社は、当局の調査を契機として、再発防止のための措置を講じ、コンプライアンス体制を抜本的に強化した。具体的には、大部分の経営層を入れ替えると共に、コンプライアンス部門を拡大して全世界で 500 人を超える専属スタッフを配置し、コンプライアンス責任者及び監査責任者の権限・責任を強化し、各種規定の整備及び周知を徹底する等した。

量刑メモランダムによれば、シーメンス及びその子会社との司法合意における量刑の判断

<sup>1</sup> 米国司法省プレスリリース：<http://www.justice.gov/archive/opa/pr/2008/December/08-crm-1105.html>  
米国証券取引委員会プレスリリース：<https://www.sec.gov/news/press/2008/2008-294.htm>

<sup>2</sup> <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/siemens/12-12-08siemensakt-info.pdf>

<sup>3</sup> <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/siemens/12-12-08siemensvenez-sent.pdf>

に当たり、米国司法省は、同社が法令遵守状況を監視するコンプライアンス・モニターの起用に同意したことに加え、上記のような徹底的な内部調査や再発防止のための抜本的な措置が講じられたことを考慮したとされている。

以上